

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年五月二十五日法律第五十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第二十八條第二項、第二十九条（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）並びに第三十八條第四号及び第五号の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。